



セカンドオピニオン

野村ホールディングス株式会社

2026年4月23日

グリーンボンドフレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター(R&I)は野村ホールディングスのグリーンボンドフレームワーク(2026年4月策定)が、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)
グリーンボンドガイドライン(2024、環境省)

■資金使途

事業区分	対象プロジェクト
グリーンビルディング	「東京ミッドタウン日本橋」の「日本橋野村三井タワー(通称:ザ タワー)」オフィス部分の保留床取得資金 ※ただし、以下の認証を取得又は将来取得予定の場合に限る ・DBJ Green Building 認証:4 スター以上

1. 資金調達者の概要

- 野村ホールディングスとその連結子会社等は、米州・欧州・アジアに拠点をもつグローバル金融サービス・グループ。ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門、バンキング部門という4つのビジネス部門及び各コーポレートが連携し、国内外の顧客に対し、付加価値の高い商品・サービスを提供している。
- 国内で非常に強固な営業基盤を持ち、ウェルス・マネジメント部門の顧客資産残高は競合他社を圧倒している。ホールセールでも資本市場で主導的な地位にあるほか、アセットマネジメントの競争力も高い。海外における営業基盤も大きい。
- 2030年に向けた経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」の実現に向けて、「パブリックに加え、プライベート領域の拡大・強化」の方針のもと、「安定収益の飛躍的な成長」と「グローバル戦略の深化」に取り組んでいる。

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクトと環境改善効果

調達資金は、「東京ミッドタウン日本橋」の「日本橋野村三井タワー(通称:ザ タワー)」オフィス部分の保留床取得資金に充当される。ただし、DBJ Green Building 認証で4スター以上の認証を取得又は将来取得予定の場合に限る。

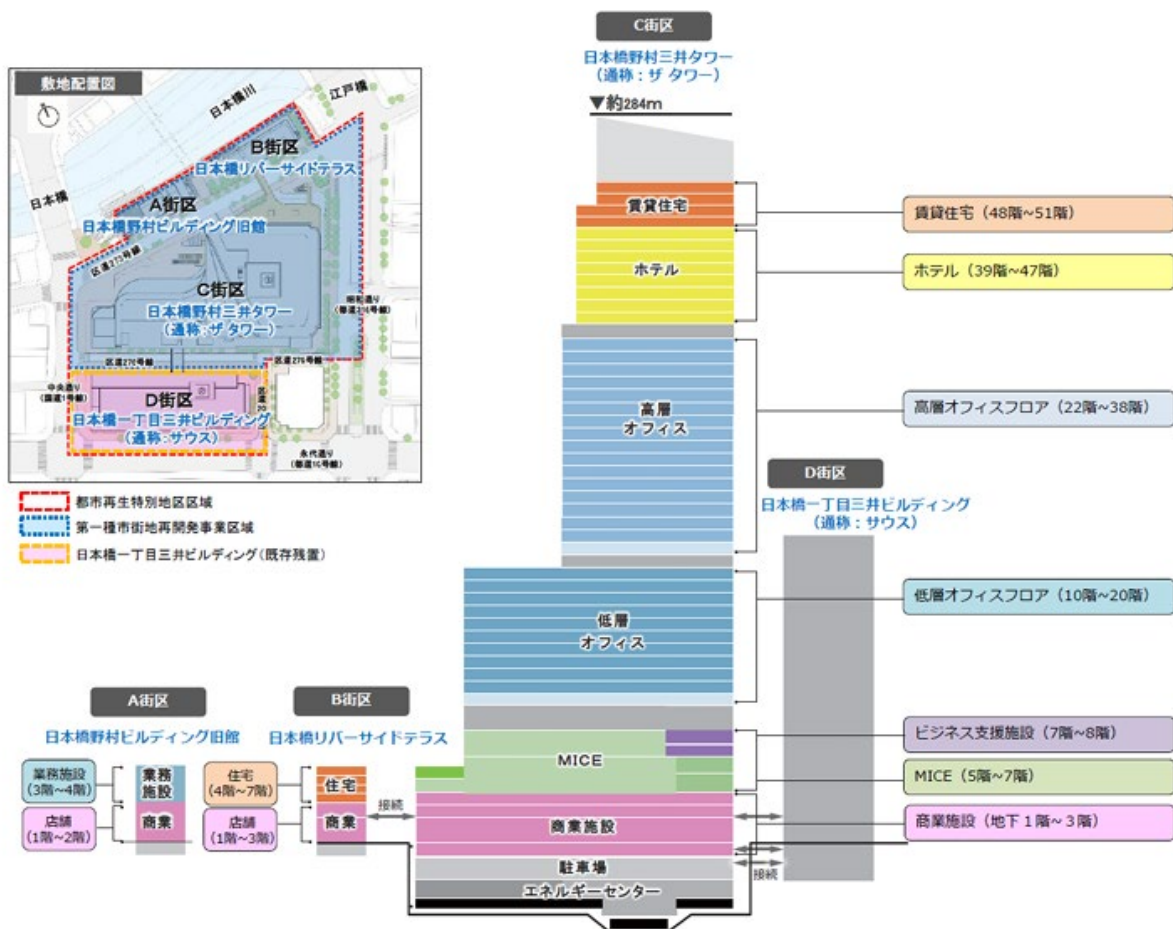
事業区分:グリーンビルディング

貢献する SDGs:   

- 野村グループは、2026年に「日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業」(街区名称「東京ミッドタウン日本橋」(以下、「本事業」)のメインタワー「日本橋野村三井タワー(通称:ザ タワー)」の10階~20階(以下、「新本社」)に本社を移転する。野村ホールディングスは、三井不動産、野村不動産などとともに、日本橋一丁目中地区市街地再開発組合の一員として本事業に参画している。
- 野村グループが入居する「日本橋野村三井タワー(通称:ザ タワー)」でDBJ Green Building 認証の取得を予定しており、当該認証の取得に先立ちDBJ Green Building のPLAN 認証を取得している。DBJ Green Building 認証制度は、対象物件の環境性能、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業等を含めた総合的な評価を行う。評価結果は5スター(国内トップクラスの卓越した配慮がなされた建物)から1スター(十分な配慮がなされた建物)までの5段階評価となっている。建築物の省エネルギー性能などを評価するDBJ Green Building 認証制度において高い評価を受けた建物は、運用時にCO₂排出量抑制などの環境改善効果を生む。
- 「日本橋野村三井タワー(通称:ザ タワー)」地下には電気と熱を供給するエネルギーセンターが設置される。CGS(コージェネレーションシステム:発電時に発生する排熱利用により、建物に冷温熱を供給するエネルギー効率の良い省エネ設備)の導入による排熱利用ならびに災害時の信頼性が高い中圧ガス発電により系統電力遮断(停電)時にも建物およびテナント企業のBCPに必要な電気供給が可能になる。本事業では全街区への電気・熱供給を予定しており、今後開発予定の周辺地区への電力供給も検討されている。



鳥瞰イメージ(夜景)



【事業概要】

事業名	日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業		
施行者	日本橋一丁目中地区市街地再開発組合		
所在地	A街区 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 B街区 東京都中央区日本橋一丁目9番2号 C街区 東京都中央区日本橋一丁目5番1号 D街区 東京都中央区日本橋一丁目4番1号		
区域面積	約 3.0 ha		
	A 街区	B 街区	C 街区
敷地面積	約 1,370 m ²	約 2,060 m ²	約 15,560 m ²
延床面積	約 5,300 m ²	約 6,600 m ²	約 374,800 m ²
用途	業務施設、商業施設	住宅、商業施設	オフィス、商業施設、ホテル、居住施設、MICE 施設、ビジネス支援施設、駐車場等
階数・高さ	地上 4 階、地下 2 階 約 33m	地上 7 階、地下 2 階 約 32m	地上 52 階、地下 5 階、塔屋 3 階 約 284m
設計/施工	都市計画・事業コンサルタント・基本設計・実施設計・監理: 株式会社日建設計 デザイナー・キテクト: 株式会社日建設計、Pelli Clarke & Partners Inc. 施工: 日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業建設共同企業体		
交通	東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅直結、都営地下鉄浅草線「日本橋」駅直結 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅徒歩 3 分、JR 線「東京駅」徒歩 8 分		
全体竣工	2026 年 9 月末竣工(予定)		

(出所: 三井不動産・野村不動産公表資料)

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- ・ 環境面での目標(グリーンボンドを通じて実現しようとする環境上のメリット)は「気候変動の緩和」である。

(2) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 野村ホールディングスは、本フレームワークに基づいて発行するグリーンボンドについて、専任のグリーンボンド発行委員会(GIC)を設置している。GICはグリーンボンド等の発行実務を取り扱う専門グループで、トレジャリー部署及びサステナビリティ部署の代表者並びに CFO 及び CSuO が指名するメンバーで構成され、プロジェクトの評価及び選定プロセスの管理、調達資金の管理、債券発行後のレポーティング等の対応を行う。GICはサステナビリティ委員会及び CFO に対して説明責任を負う。
- ・ プロジェクトの評価及び選定プロセスとして、GICは、新本社がグリーン適格であることを確認し、その結果をサステナビリティ委員会及び CFO に対して、報告を行う。

(3) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 野村グループは、サステナビリティに関連する活動の方向性、及び環境や社会的リスクに対してどのように対応していくかについて基本的な考え方をまとめた「野村グループ サステナビリティ・ステートメント」¹を制定・公表し、事業活動により生じる環境・社会への影響の把握・評価・管理に努めている。
- ・ GICは、本事業に関連する環境法令等が遵守されていること、環境や社会への適切な対応が実施されていること等の確認を通じて、プロジェクトに関する環境や社会へのネガティブな影響と必要な対応を確認する。

¹ <https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/group/approach/main/011/teaserItems1/08/linkList/0/link/statement.pdf>

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- 野村ホールディングスは、発行後 24 か月以内に全ての調達資金を新本社の保留床取得に充当する予定である。調達資金の充当状況については、グリーンボンドの償還まで少なくとも年 1 回モニタリング及び追跡管理する。当該モニタリング及び追跡管理は、GIC が責任を負う。調達資金が適格グリーンプロジェクトに充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理する。

5. レポーティング

開示のタイミング、方法、開示事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- 以下の通り、実務上可能な範囲でレポーティングを行う。調達資金が充当された後に大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに公表する。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	<ul style="list-style-type: none"> 調達資金の充当額 未充当額及び充当予定時期 リファイナンスを行う場合には、調達資金における新規とリファイナンスの割合 	<ul style="list-style-type: none"> 発行から 1 年以内に公表し、償還するまで毎年更新する 	当社ウェブサイト で開示
環境改善効果	次項「(2)環境改善効果に係る指標」に記載	グリーンボンドが残存する間、年 1 回	

(2) 環境改善効果に係る指標

- グリーンプロジェクトによる環境改善効果として、以下の指標を開示する。追加的に他の指標についても開示する場合がある。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合する。
 - 適格グリーンプロジェクトの概要及び取得した認証の種類とレベル
 - CO₂排出量
 - エネルギー使用量
 - 水使用量

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。